

労政時報

本誌特別調査

185社の人事パーソンに聞く 「人事の課題と未来」に 関するアンケート (労務行政研究所)

実務解説

令和5年度施行 労働関係・社会保険改正の チェックポイント

企業事例

三菱マテリアルの新人事制度

実務解説

2024年卒採用の傾向と対策

**労働法令**

令和6年4月1日から自動車運転者の労働時間等の改善のための基準が改正／令和6年4月1日から障害者雇用に係る短時間労働者の実雇用率算定を見直し

労働判例

PIP実施後の退職同意書による退職の意思表示は有効であり、その後の撤回は認められない
(日本マクドナルド事件 名古屋地裁 令4.10.26判決)

相談室 Q&A

- 正社員を採用する際、試用期間の代わりに有期雇用契約を結ぶことは可能か
- 毎年異動の希望があったにもかかわらず異動させないことは問題か
- 月60時間超の時間外労働に代替休暇制度を導入する場合の留意点
- 問題社員に対して、改善に向けて特定の研修の受講を命じることはハラスメントとなるか
- 営業部への異動を機に、髪を金色に染めている社員に黒く染めるよう強要することはハラスメントとなるか
- 災害時に社員から賃金の非常時払いの請求があった場合、すぐに応じなければ罰則を科されるか
- 災害対応で長時間労働となった場合でも、健康確保措置は必要か
- 優良派遣事業者認定制度とは何か

【同梱付録】

実務に役立つ
法律基礎講座(92)

セクハラ・
マタハラ

INDEX

8 **ニュース 労政ニュース**
「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出／無期転換ルールや裁量労働制に関する省令案要綱をおおむね妥当と答申／「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」等を妥当と答申 等

10 **労働法令 ここに注目 労働法令のポイント**
令和6年4月1日から自動車運転者の労働時間等の改善のための基準が改正／令和6年4月1日から障害者雇用に係る短時間労働者の実雇用率算定を見直し

14 **労働判例 労働判例SELECT**
PIP実施後の退職同意書による退職の意思表示は有効であり、その後の撤回は認められない
(日本マクドナルド事件 名古屋地裁 令 4.10.26判決)

16 **労働判例一覧 (令和4年10月分)**

18 **特集1 本誌特別調査**

185社の人事パーソンに聞く 「人事の課題と未来」に関するアンケート (労務行政研究所)

採用、育成、処遇等6分野における課題と取り組み状況、今後の人事の変化・あるべき役割に迫る

1. 回答者の属性、職務、人事の経験年数……20

2. 現在の人事課題……21

- 採用、人材確保
- 人材育成
- 人事管理
- 評価
- 処遇
- 企業風土改革、職場環境整備

3. これからの人事・人事部門の在り方……33

48 **特集2 実務解説**

令和5年度施行 労働関係・社会保険改正のチェックポイント

法令別に押さえておくべき施行内容を総点検

深田俊彦 特定社会保険労務士 社会保険労務士法人大野事務所

67 **特集3 人事制度事例シリーズ**

三菱マテリアル

管理職層に職務を軸とした人事制度を導入。

外部市場を意識した報酬水準を設定し、役割・責任に応じて評価・処遇を決定

82

特集4 実務解説

2024年卒採用の傾向と対策

企業の採用意欲が増して“売り手市場化”が強まる。
エントリーのハードルを下げ、面接の工夫により志望度アップを図るべき

平野恵子 株式会社文化放送キャリアパートナーズ 就職情報研究所 所長

DATA BOX

96

中小企業の賃金・退職金事情(2022年・東京都)

101

完全失業率と有効求人倍率(2022年平均・総務省統計局、厚生労働省)

103

中途採用者の初任賃金(2022年4～9月期・厚生労働省)

112

相談室Q&A

- 正社員を採用する際、試用期間の代わりに有期雇用契約を結ぶことは可能か……112
- 毎年異動の希望があったにもかかわらず異動させないことは問題か……114
- 月60時間超の時間外労働に代替休暇制度を導入する場合の留意点……116
- 問題社員に対して、改善に向けて特定の研修の受講を命じることはハラスメントとなるか……118
- 営業部への異動を機に、髪を金色に染めている社員に黒く染めるよう強要することはハラスメントとなるか……120
- 災害時に社員から賃金の非常時払いの請求があった場合、すぐに応じなければ罰則を科されるか……122
- 災害対応で長時間労働となった場合でも、健康確保措置は必要か……124
- 優良派遣事業者認定制度とは何か……126

同梱付録

実務に役立つ法律基礎講座(92) セクハラ・マタハラ

中井智子 弁護士 中町誠法律事務所